

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2531号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 : 電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫 : 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



ゆく夏を・・・ひびきまつり(広島県)

もくじ

政 策	都 市 と 農 山 漁 村 の 共 生 ・ 対 流 の 推 進 で 提 言 〓 政 府 副 大 臣 会 議	(2)
フ ォ ー ラ ム	住 民 ・ 議 会 ・ 行 政 の 協 働 に よ る ま ち づ っ くり 〓 栃 木 県 南 河 内 町	(5)
情 報	カ プ セ ル N O W & N E W	(8)
情 報	台 風 森 林 被 害 あ れ こ れ	(9)
随 想	政 策 レ ー ダ ー	(11)
報 告	岡 山 県 奈 義 町 長 中 井 孝 夫	

◎写真募集◎

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

閑話休題

戦前・戦中・戦後を知っていることが自慢の老人たちの、ささやかな「飲み会」そこの話である。

ヨーロッパ、アメリカ、アジアの人たちに、これまでの人生で、いつが最もよかったと思うか」という調査があった。ほとんどの人が子供のころだ、いや新婚当りさ、赤ん坊を育てているころが一番楽しかったよ、というものだった。ところが、日本人だけが違っていた。「いまが一番よい」ということだった。

「いい時代」

エッセイスト 山本 兼太郎

昔は思いもよらなかつた健康保険や年金もある。さらに世界一の長寿だ。戦前・戦中・戦後の一時期に比べりや天国と地獄ぐらいの差はある。と声を揃えて笑い合った。すると、一人が、大切なことがもう一つある、といて、次の話を紹介した。

ある文学者が、高名な歴史学者の高柳光寿に、「日本の歴史で、一番よい時代はいつか」と聞いたところ、「いまが一番よい時代だ」と答えた。「しかし、このところワイロなどの不正が、新聞を賑わせて不快だ」と

いうと、高柳先生は次の話をした。昔はワイロなどは問題にもならなかつた。徳川家康が家臣の本多正信の禄高が少いので加増してやるつとつと、本多は禄高は少いが、役目から「もらいもの」が多いので、結局は禄高が多いことになる。今のままで結構ですと断った。すると家康は「ああ、そうか」といって、加増をしなかつたという。家康も「もらいもの」即ちワイロを当然のこととしていたというのである。

江戸時代には当然のことであつた「もらいもの」も、いまでは黒い霧として、

マスコミ等で大問題になる。つまり、だれでも自由にものがいえる現在が一番よい。健康保険・年金・長寿それに、自由のある時代が一番よいというわけである。

では、この最もよい時代を更によくしてゆくには、どうすればよいか・・・とここまで、話が盛り上がったころには、老人たちは「いい時代の酒」に、すっかり酔って酔いつぶれていた。

政府 副大臣会議

都市と農山漁村の
共生・対流の推進で提言

政府の副大臣会議は、このたび、都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進について「に關する提言をとりまとめた。同会議のプロジェクトチームが今年2月から推進方策を検討してきたもの。

提言書では、農山漁村では都市住民の受け入れ体制整備が進められているものの、都市部においては情報量の少なさから具体的な動きにつながっていないことから、都市部での取り組みの活性化に配慮した施策を検討すべきだと指摘、また2007年から始まる団塊世代のリタイアにあわせた田舎暮らし願望を実現するための取り組みの必要性を強調している。

個別事項では、市民農園整備など都市住民が農業と触れ合うための支援策の充実、農山漁村での体験学習の推進、田舎への定住促進、などを主な検討事項として掲げている。また共生・対流の一層の推進のため、今後の政府の取り組み状況、関連施策の進捗状況をプロジェクトチームとして検証し、法整備も視野に入れてフォローアップを行う、としている。

都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進について

、都市住民等を対象とした施策の強化について

都市と農山漁村の共生・対流の推進では、農山漁村地域において、受入体制の整備が進められてきている一方、都市部においては、共生・対流の潜在的なニーズは高まってきているものの、具体的な人々の動きにつながっていない状況にある。これは、依然として、共生・対流に関する情報に接する機会が少ない、農山漁村でゆっくり滞在するためのまとまった休暇の取得が難しいなどと

いった理由があげられる。

このため、今後の推進においては、これまでの取組に加え、都市部における取組の活性化等に十分に配慮した施策を検討すべきである。

また、2007年から都市部を中心に大量の団塊の世代のリタイアが始まり、これらの世代では多くの人々が田舎暮らしや農ある暮らしをしたという潜在的願望を持っているので、都市部、農山漁村地域のそれぞれにおいて、その願望が実現されるよう十分に配慮した施策を検討すべきである。

なお、共生・対流の一層の推進のため、関係する諸々の規制の状況を含め、今後の政府の取組状況、共生・

対流の進捗状況を、節目、節目に、当プロジェクトチームとして検証し、法整備も視野に入れフォローアップしていく。

、個別の検討事項

1、都市住民に対する「農」との触れ合いのための支援の充実

(基本方向)

都市住民の潜在的なニーズが具体的な動きにつながるよう丁寧なサポートを行う。

また、併せて、都市住民が比較的参加しやすい、都市部及び近郊においても、できる限り「農」と触れ合う機会を拡大する。

具体的方策

各種メディアの活用

各種メディアを活用し、都市住民が共生・対流の情報に接する機会の拡大を図る。(農林水産省、国土交通省)

都市と田舎の出会いの場の設定

都市部において、交流の相談のためのフェアの開催等により都市住民等と受け入れ側の農山漁村の組織等との出会いの場を設定するとともに、農山漁村への訪問に繋げるため、交流先への移動の円滑化を含めフォロー活動を強化する。(農林水産省、国土交通省)

市民農園の整備促進

市民農園の開設主体の拡大等の規制緩和を行う。

また、都市部及びその近郊におい

政 策



小学生の稲刈り体験

3、農山漁村における体験学習等の推進

(基本方向)

豊かな人間性を育むとともに、食や自然、地域社会についての理解を深めるために、文部科学省と農林水産省が一体となって学校現場等への情報提供を図りながら、子ども達の農山漁村地域での体験学習等を推進する。

具体的方策

モデル校の取組の普及

現在モデル校で実施している地域間交流の取組について、モデル校以外への普及を図る。(文部科学省)

子供たちの農業体験活動に取り組むグループの組織づくり

学校だけでなく、地域で子供たちの農業体験活動に取り組むグループの全国組織づくりを推進する。(文部科学省、農林水産省)

体験学習等を行える農場等の登録の充実

学校等が農山漁村地域において安心して体験学習等を行えるよう、地域の受入体制づくりとあわせて、農場や森林等の登録を充実拡大し、日本版教育ファームとして活用を推進する。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)

また、安全な森林体験学習の実施のため、体験学習の安全管理マニュアルを作成する。(農林水産省)

教育関係と農林水産業関係の連携強化

教育関係と農林水産業関係が連携し、農地や森林だけでなく、農家民宿や廃校等の施設も含めた農山漁村の教育資源を効果的に活用し、青少年の農林水産業体験、自然体験等多様な体験活動を推進する。(文部科学省、農林水産省)

学校等の相談窓口の設置

体験学習等を実施したい学校等からのニーズに応じて、受入農山漁村地域の選定やプログラム企画を行う相談窓口(体験学習サポートセンター)を設置する。(農林水産省)

4、共生・対流を推進する人材の確保

(基本方向)

都市住民の多様なニーズを反映でき、かつ企画・立案等を地域と連携しながら行うことができる人材の育成・確保を図る。なお、この際、ノウハウが蓄積されているNPO等の民間の団体の積極的な活用も図る。

具体的方策

人材育成に対する支援の強化

オンライン！ニッポン会議における相談窓口の開設、広域で連携して体制を構築できるコーディネートターの育成等、人材育成に対する支援を強化する。(農林水産省、国土交通省、環境省)

多様な人材の活用

地域における共生・対流の取組に、地域の自治体のほか、都市部のNPO、都市部から定住した人たちなど多様な人材の参加を促進する。(総務省、国土交通省)

て、多様な利用者のニーズに対応した市民農園等の整備の促進を図る。(農林水産省)

農林漁業体験民宿の推進

農林漁業体験民宿の取組が円滑に進むよう、関係省が連携して一層の推進を図る。(農林水産省、厚生労働省)

2、都市と農山漁村の自治体間、自治体内等の連携強化

(基本方向)

都市部と農山漁村地域の自治体との姉妹都市や防災協定関係等の連携が広がりつつある。また、民間においても震災時に備えた震災疎開ハッケーの普及といった取組がみられる。

また、市町村合併に伴い、農山漁村地域の自治体と都市部の自治体が合併する事例も出てきている。

これらを契機とした都市部と農山

漁村地域の共生・対流を定着させていく。

具体的方策

交流の取組の紹介・普及

これらを契機とした自治体間交流や民間等の取組を広く紹介し、その普及を図る。(総務省、農林水産省、国土交通省)

広域連携を可能とする人材の育成・確保

これらを契機とした交流の取組を支援するため、広域で連携して受け入れ体制の構築等を行える人材の育成・確保を図る。(農林水産省、国土交通省)

交流拠点の整備促進

受け入れ体制の構築に伴い必要となる滞在施設など交流拠点の施設整備を促進する。(総務省、農林水産省、国土交通省)

務省、農林水産省、国土交通省、環境省)

5、交流居住や二地域居住・定住の促進

(基本方向)

間もなく定年を迎える団塊の世代が、都市と農山漁村の双方で暮らしたり(二地域居住)、田舎へ定住することができるよう、定年前の準備段階から丁寧なサポートを行う。

具体的方策

都市部の希望者と田舎の出会いの場の設定

全国の自治体と連携して、都市部での農村定住の相談フェアの開催等により、交流や定住を希望する者と受け入れ側の出会いの場を設定するほか、希望者に対する情報提供や相談機能を強化する等、各自自治体が連携して受け入れ活動の強化を図る。(総務省、農林水産省、国土交通省)

都会と田舎の交流居住や二地域居住・定住への支援

都会と田舎の交流居住や二地域居住・定住への準備期間の対応として、農山漁村地域において滞在型市民農園や交流居住施設の整備を促進する。この際、空き家等の活用や景観との調和を図る。また、定住への支援として、優良田園住宅の建設の促進に関する法律も活用し、受け皿となる住宅の整備を図る。(総務省、農林水産省、国土交通省)

さらに、滞在型市民農園における生産物を直売所等で販売できるよう

現場の実態を踏まえながら検討を行う。(農林水産省)

円滑な定住に向けたサポート活動の強化

定住の際の空き家や農地の斡旋・紹介、定住後の地域住民との交流や地域活動への参画を円滑にするための地域のサポート活動の強化を図る。(総務省、農林水産省)

居住・滞在環境の向上

農山漁村地域における居住・滞在環境の向上を図るため、ケーブルテレビやブロードバンドなど情報通信基盤の整備を促進するとともに、医療・福祉施設や生活環境の充実を図る。(総務省、農林水産省)

農林業等への就業の支援

主要な公共職業安定所に設置されている専門コーナーにおいて、農林業等の求人情報や体験機会等の情報の提供、きめ細かな職業相談・紹介等を行い、農林業等への就業を支援する。(厚生労働省、農林水産省)

なお、花粉症対策の観点からも、これらの都市部からの新たな担い手も活用し、間伐等の森林の整備を進める。(農林水産省)

6、都市と農山漁村のICTを活用した連携の強化

(基本方向)

e-Japan戦略においては、いつでも、どこでも、誰でも容易にインターネットを活用できるよう光ファイバを整備し、2005年に世界最先端のICT国家となるとともに、2006年以降も世界最先端で

あり続けることを目指すとしており、都市と農山漁村で、地域公共ネットワークや都道府県情報ハイウェイ等の公共ネットワークをはじめ、ケーブルテレビやブロードバンドインターネットなど様々なICT(Information and Communications Technology)基盤の整備を推進するとともに、これらを活用した公共アプリケーションの展開を図る。

具体的方策

ICT基盤の整備を推進

地理的要因によるデジタル・ディバイドを解消し、都市と農山漁村の交流を促進するICT基盤を整備する地方公共団体等を支援する。(総務省、農林水産省、国土交通省)

ICT基盤を活用した公共アプリケーションの展開

地方公共団体や、地域の様々な主体の情報システムの連携を実現することで、教育・医療・防災等シビルミニマムの向上、地域文化・産業の活性化、広域的な交流・連携の推進等、安心安全で豊かな地域社会の形成等を図る。(総務省、国土交通省)

7、共生・対流を進めるための社会環境の整備促進

(基本方向)

親がまとまった休みがとりづらいう、子供と一緒に家族で休みをとる期間が日本全体で集中している、家族単位の滞在費が高いといった阻害要因を取り除き、日本全体を共生・対流に取り組みやすい社会環境へと

変えていくための取組を行う。

また、国民の中に理解と共感を拡大していくことを通じて、有給休暇の取得率向上、夏休みの分散化、家族単位の農山村漁村での宿泊の低料金設定といった取組の日本社会への浸透を図る。

具体的方策

共生・対流の実現に向けた社会実験の検討

親のまとまった休みの取得、子ども達の夏休みの分散化といった社会環境の整備と子どもと一緒に過ごす家族単位でのグリーン・ツーリズムやリタイアを控えた世代向けの農山漁村での休暇の過ごし方、セカンドスクール、宿泊料金設定のあり方といった提案を組み合わせた社会実験を検討する。

自治体からの社会実験参加を公募し、実施自治体への必要な支援を各省連携して講じる。(各省)

有給休暇の取得率向上に向けたPR活動

有給休暇の取得率向上に向けて、社会実験の結果等も活用しながら、シンポジウムの開催等PR活動を実施する。(各省)

タウンミーティング等の開催

オンライン！ニッポン会議の普及啓発活動と連携しながら、政府においても、共生・対流の推進に向けたタウンミーティング等を開催する。(各省)

フォーラム

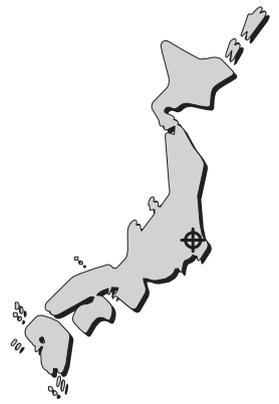
●町村独自の地域振興事例紹介●

現地レポート

住民・議会・行政の協働によるまちづくり

～まちづくり基本条例を制定～

▷町の文化遺産「下野薬師寺跡復元回廊」



栃木県

みなみ かわ ち まち
南河内町

本町は関東平野の北部で、栃木県の南部に位置する面積31・35km²、人口は約21,000人、世帯数は約7,000世帯の町です。首都東京から北へ約80km、県都宇都宮から南へ20kmと近距離にあり、町の中央には新4号国道、西端にJR宇都宮線、東北新幹線、国道4号などが通り主要な都市へ短時間で移動できます。

また、本町の歴史は古く、旧石器時代から先人が住み始め、古墳時代には大和朝廷との強い主従関係のもとに発展し、三王山古墳群、北原古墳群等をはじめ、台地には多数の住居跡等文化遺産が残されています。

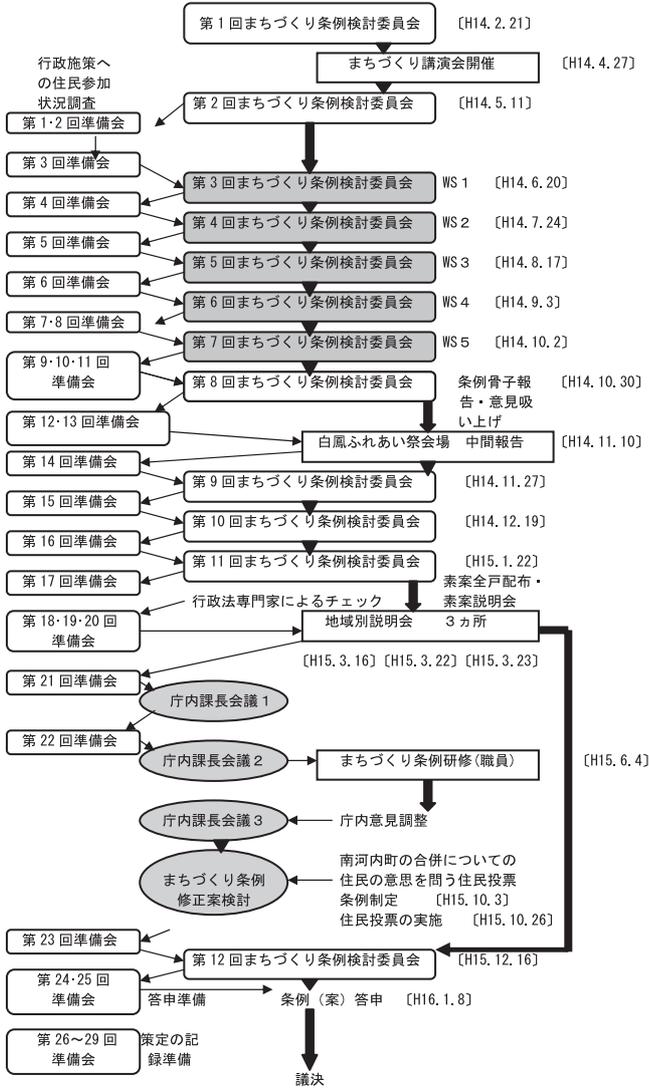
特に天武天皇の頃には下野薬師寺が建立され、その後、戒壇が設置されるなど、東国地方における仏教文化の中心地として栄えました。中世以降、小山氏一族の薬師寺氏や結城氏の勢力下におかれ、近世になり佐竹氏や旗本・代官の支配地となるなど幾多の歴史の変遷を経て、明治以降は、静かな農村地帯として歩んできました。現在の町名となるまでに、昭和30年4月「吉田村」と「薬師寺村」の合併により、「南河内村」、同46年4月の町制施行により、「南

▼南河内町の概要



フォーラム

(図1) 条例策定の経過



▼まちづくり基本条例策定の社会的背景

2000年の地方分権一括法の改正により、それまで国と「上下・主従」の関係だった地方自治体は、「対等・協力」の関係となり、同時に、

河内町」となりました。昭和47年には自治医科大学の開学、同58年の自治医大駅の開業、同62年からのグリーンタウンしもつ分け分譲など都市化の進展、人口の増加とともに農村地帯と調和した町として、着実な発展を遂げてきました。なお、現在は、「南河内町」「石橋町」「国分寺町」の合併に向け協議を進めており、平成18年1月10日に新市「下野市」が発足する予定です。

こうした状況において、それぞれの地域の特徴を活かしながら将来にわたる地域づくりを自ら考え、自らつくり上げるために行動することが

これからの自治体行政は自治の確立のため「住民との協働」への変革が求められています。そのためには、住民主体による個性と創意工夫に基づいた地域社会づくりに取り組むことのできるシステムが必要です。また、一方では国際化・情報化の進展、少子高齢社会の到来、環境保護活動の高まりなど、社会情勢は大きく変化しており、住民の価値観も多様化し行政需要も複雑化・高度化するなか、それらを柔軟に受け止める様々な課題に対応することは困難な状況と思われます。

この条例は、本町におけるまちづくりの基本理念として、町の基本的な条例の制定や行政施策は、この条例に則して行うこととしており、ま

大切であり、「自ら考え、自ら行動する」住民主体のまちづくりを実現する住民自治を確立するためには、情報の共有と住民参画は不可欠なものであるといえます。そこで、住民が政策形成過程への参画や、住民と行政による協働のまちづくりなどへの参加を保障し、地方分権時代の基礎的自治体として「自律、自助を基本とし、協働、共助、公助の精神と連帯感」を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、「まちづくり基本条例」を制定することになりました。

▼条例制定の経緯

南河内町第5次総合計画基本構想に「町民が主役となる開かれたまちづくり」として、まちづくり条例の制定が位置づけられ、平成14年2月に「南河内町まちづくり条例検討委員会」が設置されました。始めに、行政施策への住民参加の状況について委員自ら調査を実施しました。これがワーキンググループをつくるきっかけとなりました。これを機にワーキンググループで先進自治体の調査や検討委員会の事前準備や委員会後の整理など延べ29回行いました。(図1参照)

第7回検討委員会では条例案骨子をまとめ、白鳳ふれあい祭の会場にて、ポスター掲示と資料配布による中間報告と町民の意見聴取を行いました。そして、平成15年3月に条例の素案がまとまり、その素案を全戸に配布し、3ヶ所地域別説明会を開催しました。その後、庁内での学習会の実施や条例の内容についての意見集約などに時間を費やし、平成15年12月の検討委員会において最終案がまとまり

フォーラム

ました。平成16年1月には、まちづくり条例検討委員会より条例(案)が答申され、同年3月の議会において議決され、4月1日施行となりました。

▼条例の概要

南河内町まちづくり基本条例の条文は、15章30条により構成されています。まず、第1章(第1・2条)では、この条例の目的と用語の定義を規定しています。

第2章(第3・第4条)では、住民自治・協働の原則を規定しています。第3章(第5条)では、まちづくりの基本目標を規定しています。

検討委員会で行ったワークショップの結果や地域別説明会などで出された住民の意見を基に、まちづくりの向かうべき姿を「まちづくりの基本目標」として10項目定めました。第4章から第6章(第6条～第9条)では、住民・議会・行政の役割と責務について規定しています。

「議会」については、地方自治法で規定されていますが、議会は住民を代表されていますが、議会は住民を代表した議決機関(意思決定の場合)であるとの原則を強調するため、あえて議会の役割を条文化しました。

第7章(第10条～第13条)では、住民参画の手続きについて規定しています。

行政が住民との協働を進める上で、最も基本となる住民参画の手法について具体的に述べています。

第8章(第14条)では、住民提案について規定しています。まちづくりの基本目標に関する住民提案は、住民なら誰でも一人から提案できることを保障しました。

第9章(第15条・第16条)では、コミュニティの形成と活動支援について規定しています。活動支援方法については、今後、案件ごとに審議する必要があります。

第10章(第17条～第19条)では、住民と町とがまちづくりに関する様々な情報やまちづくりに対する考え方などが住民に十分に提供され、説明されていなければならないことから、情報の共有と説明責任について規定しています。

第11章(第20条～第22条)では、住民投票について規定しています。本町では、平成15年10月に「南河内町の合併についての住民の意思を問う住民投票条例」を制定し、実施した経験から投票の方法など細かい点については、案件ごとに検討したほうが望ましいと考えました。

第12章(第23条～第26条)では、まちづくり委員会について規定しています。この委員会は、住民提案について諮問を受けるのみならず、まちづくりの活動支援や住民参画について幅広く審議します。

第13章(第27条)では、専門委員の委嘱について規定しています。第14・15章(第28条～第30条)では、条例の位置づけ、条例の見直しについて規定しています。

この条例は、施行後1年半経過しましたが、住民・議会・行政が協働して住民参画によるまちづくりを実践するまでに至っておりません。また、条例の制定により住民自治への道が一挙に広がったわけではありせん。

▼住民参画のまちづくり

条例に基づく住民参画としましては、南河内町第5次総合計画基本計画(後期計画)策定にあたり、「広く住民の意見を反映するためにワークショップを開催しました。」

委員会等の委員の公募につきましては、概ね5名以上を確保しており、町のホームページに委員会等の傍聴の可否、会議録等について公開し情報の共有を図っています。

また、これまでに、まちづくりの基本目標に関する住民提案が7件提出されました。

学習機会の提供としましては、「まちづくり」についての市民力養成講座などを開催しています。

▼今後の課題

この条例は、施行後1年半経過しましたが、住民・議会・行政が協働して住民参画によるまちづくりを実践するまでに至っておりません。また、条例の制定により住民自治への道が一挙に広がったわけではありせん。

条例づくりの過程と実施後の定着運動、さらには修正・改善の全過程を通じて、自治体が自分たち住民のものになっていく実感を手中に出来るかどうかが大切だと思います。

そして、合併により「下野市」として、その自治のかたちを明らかにするために、まちづくり基本条例をどのように制定するかが課題であるといえます。(企画課 福田充男)

新刊紹介

平成17年度版 「農業農村整備事業の地方財政措置の手引」発行のご案内

発行：全国土地改良事業団体連合会

この「農業農村整備事業の地方財政措置の手引」は、農業農村整備事業の実施にあたって考慮すべき地方交付税多地方財政措置についてのコンバクトな手引きとして平成2年より毎年発行している。主な内容は、平成17年度に新規創設・見直し・拡充された地方財政措置(地方交付税算定や地方債措置等)について解説し、また、地方財政制度の概要や環境との調和に配慮した農業農村整備事業に係る地方公共団体の負担についてどのような財政措置が講じられているかをわかりやすく説明したものになっている。

この度、最新の措置内容、改正内容を新たに盛り込み、内容を一層充実させ、平成17年度版として発行された。

農業農村整備事業の円滑な推進に役立つ、担当者必携の一冊である。

【購入について】

(装幀等) A4版 42頁

(価格) 900円(税込み)+送料

(購入申込) 全国水土里ネット

(全国土地改良事業団体連合会事務局)

電話：03・3234・5592

FAX：03・3234・5670

カプセルNOW&NEW

新しい施策への取り組み

カプセルNOW&NEW

まちづくり自治基本条例 北海道 遠軽町

町は、「まちづくり自治基本条例」を制定し、3月25日から施行している。自治の基本理念を明らかにし、地方分権時代にふさわしい自治の実現を図るのが目的。条例制定に当たっては、平成15年12月に町民、議会、町の三者協働による草稿策定研究会を立ち上げて条例草稿を検討し、16年8月に公募町民も委員にした審議会を設置して審議を重ねるなど、町民、議会、町の協働で条例づくりに取り組んだのが大きな特色といえる。

条例では、まちづくりを協働で築くことや町民自らの判断と責任で町政に参画することなどを基本理念とし、「自律互助」「情報共有」「参画と協働」を基本原則に掲げた上で、町民等の権利と義務、議会の役割と責務、町長等の役割と責務、執行機関、町政運営などについて規定している。子どもの権利と義務の尊重や、町民と議会の町長に対する町民投票を請求する権利などを定めているのも特徴。また、最高規範性を明記するとともに、5年ごとの見直しも盛り込んでいる。

町は今年10月1日に合併し、新・遠軽町となるが、条例の精神は生かされるものと思われる。

遠軽町総務課

01584(2)4811

未来創生基金条例を施行 秋田県 小坂町

町は、「未来創生基金条例」を施行している。町総合計画の基本理念である「誇れるまち」「強いまち」「やさしいまち」づくりを具現化する事業を推進するため、小坂のまちづくりに共感する人やふるさとへの思いを持つ人の地域づくりへの参加手法として、寄附金による基金を創設し、事業に活用していくことを目的としている。

具体的には、森林資源の維持、保全及び整備に関する事業、環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業、環境型社会の構築に関する事業、自然エネルギー及び省エネルギー設備の整備に関する事業、住民自治の醸成及びコミュニティの推進に関する事業、観光資源の維持及び整備に関する事業の財源にしている。

寄附金によるふるさとづくり基金条例は、長野県泰阜村や北海道ニセコ町などで導入しており、それらを参考に制定したという。町は、広報誌やホームページに寄附金募集の広報を掲載しているが、今後はパンフレット等を作成して同制度の周知に努めるとともに、「ふるさと小坂会」など在京の団体にも呼びかけて協力を求めていく。

小坂町総務課

0186(29)3903

どぶろく特区を推進 福島県 飯舘村

村は、申請していた「大いなる田舎まで」ライフイイいたで推進特区」が認定されたことを受け、都市との交流人口増加をめざした事業に取り組む。

認定を受けたのは、県内初となる「濁酒(どぶろく)特区」。酒造免許を取得するには、年間6キロリットル(一升瓶約3300本)以上の製造が必要とされているが、特区の認定により、この製造数量以下でも免許の取得ができるように緩和された。

村は、農家民宿や農家レストランの起業を促進し、グリーンツーリズムなどで訪れる都市住民に農村の食文化としての濁酒や伝統食などを提供し、交流人口の増加を図っていく。

濁酒製造には酒造免許の取得のほか、農業と農家民宿又は農家レストランを営んでいること、製造は自己所有の製造場で行うこと、濁酒に使用する米は自分で生産したものに限り、の要件を満たす必要がある。村内では既にグリーンツーリズム研究会が各種体験メニューを用意し、都市住民の受け入れに取り組んでおり、同研究会をコーディネート役にグリーンツーリズムを展開し、農家民宿などの開業を支援していく。

飯舘村産業課

0244(42)1611

指定管理者導入施設の香川県 整備基金条例を施行 仲南町

町は、「指定管理者に係る公の施設等の整備基金条例」を施行している。

施設の賃賃料に相当する納付金などを積み立てる目的基金を創設し、公の施設の更新や大規模修理の円滑化を図って指定管理者制度による運営を安定させていくことが目的だ。

町は、指定管理者制度を導入した改正地方自治法の施行後、町直営で管理運営していた温泉施設、特産品センター、ロッジ、研修館や、新たに開設した道の駅交流センターなどに指定管理者制度を導入するため、「法人設立及び出資等に関する条例」と、「公の施設の管理者の指定等に関する条例」などを制定。町主導による有限会社仲南振興公社を設立して前記施設の指定管理者とし、集客収益事業の展開を図っている。

基金は、施設建築に伴う起債の償還金に相当する指定管理者からの納付金、特定出資法人からの配当金、平成16年度ふるさとづくり特別会計の決算剰余金、などを積み立てる。

この基金によって施設の更新整備が円滑に行えるようになり、事業の継続性が確保されると町は効果に期待を寄せている。

仲南町産業振興課 0877(77)2887

【訂正について】

「2529号(8月1日付)18頁」の本コーナーに次の誤りがありました。謹んで訂正し、お詫び申し上げます。

誤・・・神奈川県清川町 正・・・神奈川県清川村

随 想

■ 台風森林被害あれこれ



岡山県 長 夫 山 町 孝 義 井 中 奈

随 想

昨年10月20日の台風23号は、四国沖から紀伊半島に上陸した超大型の台風でした。

私の町は、岡山県の東北端で鳥取県との県境に東西に連なる中国山脈

の中に那岐山という国定公園を背に南に開けた、山間にしては広々とした面積約70km²、人口約7千人の合併をしないことを住民投票で決めた町です。

自然豊かだまよりの良い、平素は気候風土の穏やかな農村ですが、残念なことに台風が四国沖を通過する時には局地風が発生し、強風が那岐山から麓へ吹き降ろします。

いつも秋には水稲をはじめとする作物が無事であることを祈り、誰もが台風情報に深く関心を持ちます。我が町は耕種農業だけでなく、牛豚が町の人口以上に飼育されるほどの大型畜産業が発達し、和牛、黒豚の産地として大阪市場等で有名であり、「台風被害を避ける」ことから振興した産業といえます。

この局地風を「広戸風(ひろどかぜ)」(広戸：風が吹き出す穴があるといわれる地名)と呼び、昔から風

鎮様を祀り、神様に祈るしか方策がなく、発生すると大きな被害をもたらすことがあります。

昨年の台風23号は、奈義町ばかりでなく岡山県北一帯に猛威をふるい、本町では最大瞬間風速51%という暴風で、過去にも昭和9年に町史に残る大被害を受けながらも残っていた樹齢2〜3百年の大木が根こそぎ倒れていますので、その時以上のものであったと思われまふ。

戦後、農村の振興は人工林からという掛け声で、山という山は自然林を伐採して、スギやヒノキに替わってしまいました。「山持ちは金持ち」として裕福な農家の象徴でしたが、近年は木材の価格が低落し、立派な木を出荷しても赤字になるといわれ、自分の家を建てるにしても買ってきた方がずっと安上がりになるという時代になり、山や田は跡継ぎがない状況となりました。

高齢化率27%の我が町ですが、人口の約1割7百人が、陸上自衛隊日本原駐屯地に駐屯する若者なので、これを除くと30%超という状況であり、農林業の中心的な働き手はほとんどが70歳前後です。

このような中で先の台風により、町内の人工林2千2百haに甚大な被害を受け、その内5百haが全倒し、唖然として台風一過の時を過こしま



台風23号が通過した後の町内の人工林。この超大型台風は岡山県北一帯に被害をおよぼした。

随 想

した。

多くの木が建物に倒れかかり、道路をふさぎ、「どうするか」直ちに町内の地区長さんを集め、議員も集まり、「自分でできることは各自で」という方針のもと、「先ず住居、道路を通行可能にする」ということに取り組みましたが、最も力になってくれたのは町内4百人の消防団員の諸君でした。また、我々の手に負えない危険な箇所も相当あり、専門である森林組合や林業の専門業者へも依頼し、何とか一時的な処理をすることができました。

また、国定公園那岐山の登山道も倒木により、いたる所で通れなくなっていましたが大勢のボランティアの皆さんに手伝っていただき、今まで通り山登りができるようになりました。

昨年の台風23号は、岡山県北一帯の森林が我が町と同じように大被害を受け、県北の首長、議会議長等「農林激甚災」の指定を受けるべく国へ陳情し、その激しい被災が認められて昨年末に指定を受けることができました。

森林復旧は、倒木処理から植栽までを5力年の期間に実施することになります。国が6分の3、県が6分の2とする合計6分の5の補助をいただくことになりました。町とし

ても復旧を促進するため、この5力年間に10a当り1万円の助成をすることにしましたが、これからが大変です。我が町の森林組合は、県内でも特に技術力や労働組織が優れた組合であり、彼らが中心になって復旧作業に従事していただいておりますが、大型機械等を使わなければ危険性もあり、人力ではとても及ばない作業が多く、組合長みずから陣頭指揮をしてくれています。しかし、地形的な作業条件もあり、5力年間で復旧できないのではないかと心配しています。国が助成に示す作業単価、歩掛りは、現実とマッチしないとも言われています。

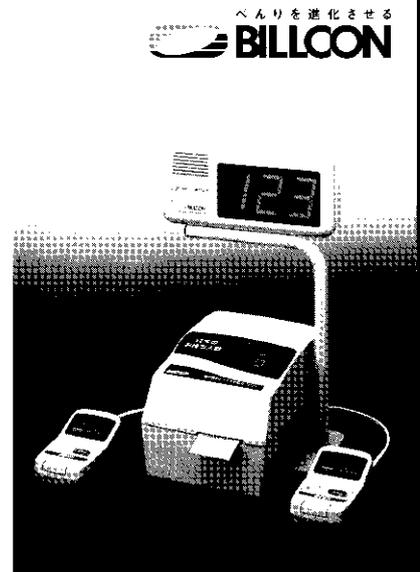
いずれにしても、こういう仕事は「金」だけあればできるということでもなく、また「跡を継ぐ者もここには居らず、負の財産に自己負担までしてはできない、もう木が倒れたままで放置する」という人も相当出てきています。何とか説得もしていますが、なかなか思うようには進みません。

我々は、森林組合とも協議しながら「禍を転じて福としよう」、「ピンチはチャンス」と呼びかけ、また復旧の植栽樹種は、「できるだけ広葉樹に」、その中に山桜も入れて、全山に山桜が咲く町も楽しいではないかといいながら頑張っています。

来庁者の方のご案内をスムーズに! 窓口受付システムEYE-QUE flex

アイキュー・フレックス

- どこでも手軽に設置可能。(納税カウンターや健康相談窓口にも・・・)
- 来庁者に番号カードを自動発行。
- 順番待ちのトラブル解消。



窓口受付システム EYE-QUE flex(EQ-1B)
1パネル・2モニタータイプ

ビルコン株式会社

本社: 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 T103-0002 大阪事務所: 大阪市中央区備後町3-3-1 西島ビル6F T541-0051
馬喰町第一ビルディング2F TEL(06)6267-5790/FAX(06)6267-5797
TEL(03)3249-5770/FAX(03)3249-5781 <ホームページ> <http://www.billcon.co.jp>
<メールアドレス> info@billcon.co.jp

情 報

政策リーダー

政策リーダー

概算医療費過去最高を更新

厚生労働省

厚生労働省はこのほど、平成16年度「医療費の動向」を発表した。概算医療費は前年度と比べ6、200億円増加し、31兆4、000億円（対前年度比2・0%増）で過去最高となった。

このうち、70歳以上の高齢者医療費は、12兆8、000億円と全体に占める比率が40・6%と初めて4割を越えた。

制度別に見ると、健保組合など給与所得者の被用者保険で使った医療費は0・6%増、国民健康保険は0・5%増だが、70歳以上の高齢者医療は3・8%増加した。

また、1人当たり医療費は24万6、000円（同2・0%増）だった。うち、被用者保険は同12万9、000円（同1・6%増）、国民健康保険は同21万4、000円（同0・7%増）に対し、70歳以上の高齢者医療は同73万9、000円（同0・3%増）に上っている。

診療種類別では、医科・入院12兆7、000億円（同1・2%増）、医科・入院外11兆9、000億円（同1・3%増）、歯科2兆5、000億円（同0・3%増）、調剤4兆2、000億円（同7・8%増）となっている。

医療機関別にかかった医療費では、「病院」が0・7%増、「診療所」は2・5%増、「歯科病院・診療所」は、0・3%増、「保険薬局」は、7・8%増となっている。

「第三次環境基本計画策定に向けた考え方」（計画策定に向けた中間とりまとめ）を公表

中央環境審議会総合政策部会はこのほど、「第二次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）」を公表した。

環境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境保全に関する基本的な計画を政府が定めるもので、5年を目標に見直すこととされており、今回は2回目の見直しとなる。

今後の環境政策の展開の方向として、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上、環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成、国、地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協働の推進、長期的な視野からの政策形成等を挙げている。

また、重点分野として、地球温暖化対策、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組、環境保全の人づくり・地域づくりの推進等を挙げ、これらを記述する際には、中長期的目標、基本的方向、重点的に取り組む事項を示す、国、地方公共団体、事業者等の主体ごとに取り組むことが望まれる行動を明確化する、目標の達成状況や取組状況を把握するための指標を検討することを検討する。以上4点を踏まえることとしている。

今後、各種団体との意見交換等を行った上で年内に原案を取りまとめ、地方自治体を含めた関係団体からの意見聴取やパブリックコメント等を経て、明年1月以降に第三次環境基本計画を閣議決定する予定としている。

外食における原産地表示ガイドラインまとまる 農水省検討会

農水省の検討会はこのほど、JAS法では適用外となっている外食にも、その食材に原産地表示を求める声が消費者より強くなっていることを背景に、外食における原産地表示ガイドラインをまとめた。

このガイドラインは、経営規模を問わず、全ての外食事業者を対象に、食材の原産地を積極的にメニューに表示することなどを求めており、消費者が食品の安全性を判断できる具体的な情報を提供し、食品に対する不安解消と信頼を高めることを目的としている。

その骨子は、原産地表示を行う原材料は、「メニューの主たる原材料」や「こだわりの原材料」等、原産地の名称は、国産品は「国産」、輸入品は「原産国名」を表示し、一般的に知られている地名を用いての表示も可、複数国の原材料を使用している場合は、重量割合の多い順に表示し、3番目以下を「その他」としての表示も可、表示方法・表示場所は、「メニューごと」、「原材料の種類ごと」、「ジャンルごと」にわかりやすい表現で店内の目立つ場所に提示 となっている。

農水省は今後、業界団体を通じて周知徹底を図ることとしているが、事業者が自主的に表示を行うもので、強制力や罰則などの規定がないため、その浸透が課題となっている。

インターネット宿泊予約開始

ご宿泊の予約が、全国町村会館のホームページから可能となりました。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



▲洋室シングル



▲洋室ダブル



▲洋室ツイン

土・日・祝日はリーズナブルに

- 土・日・祝日のご宿泊は、平日料金の20%OFFでご利用いただけます。
- 金曜のご宿泊は、平日料金の15%OFFでご利用いただけます。

ご家族の皆様方も
割引料金で
ご利用いただけます。

シングル 119室 平日料金 9,817円(税・サ込)より
金曜日料金 シングル 8,344円(税・サ込)より
土・日・祝日料金 シングル 7,854円(税・サ込)より

ダブル 12室 平日料金 13,282円(税・サ込)2名利用 ※1名利用の場合11,072円(税・サ込)
金曜日料金 ダブル 11,289円(税・サ込) ※1名利用 9,326円(税・サ込)
土・日・祝日料金 ダブル 10,626円(税・サ込) ※1名利用 8,778円(税・サ込)

ツイン 17室 平日料金 18,480円(税・サ込)より 2名利用
金曜日料金 ツイン 15,708円(税・サ込)より
土・日・祝日料金 ツイン 14,784円(税・サ込)より

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー 東京駅から約20分

東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド/地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草/地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー/地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 東京ドーム/地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望台/地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

ご予約・お問い合わせは



全国町村会館

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>